

除草剤
アーケース1キロ粒剤
ブタクロール・ACN粒剤

令和3年9月8日付けで以下の通り適用拡大されました。

<変更内容>

- 適用雑草名「水田一年生雑草」を「一年生雑草」へ、使用方法「湛水散布」を「湛水散布又は無人航空機による散布」へ改める。

【変更後】 下線 が変更部分です。

作物名	適用雑草名	使用時期	使用量	本剤の使用回数	使用方法	ブタクロールを含む農薬の総使用回数	ACNを含む農薬の総使用回数
移植水稲	一年生雑草 及び マツバイ ホタルイ ヘラオモダカ ミズガヤツリ アオミドロ・藻類 による表層はく離	植代後～移植7日前 または 移植直後～ノビエ1.5葉期 ただし、 移植後30日まで	1kg/10a	1回	湛水散布 又は 無人航空機 による散布	2回以内	3回以内
		移植時			田植同時散布機で施用		

<使用上の注意事項の追加>

(5)本剤を無人航空機による散布に使用する場合は次の注意事項を守ること。

- ① 散布は散布機種種の散布基準に従って実施すること。
- ② 散布に当っては散布機種種に適合した散布装置を使用すること。
- ③ 事前に薬剤の物理性に合わせて散布装置のメタリング開度を調整すること。
- ④ 散布薬剤の飛散によって他の作物に影響を与えないよう散布区域の選定に注意し、散布装置のインペラの回転数を調整し、ほ場の端から5m以上離れた位置からほ場内に散布すること。

<水産動植物に有毒な農薬については、その旨の追加>

(3)無人航空機による散布で使用する場合は、飛散しないよう特に注意すること。

【変更後】

8. 使用上の注意事項

- (1)本剤は雑草の発生前から発生初期に有効なので、ノビエの1.5葉期までに、時期を失しないように散布すること。なお、多年生雑草は生育段階によって効果にふれが出るので、必ず適期に散布すること。ホタルイ、ヘラオモダカ、ミズガヤツリ及びアオミドロ・藻類による表層はく離は発生始期までが本剤の散布適期である。
- (2)苗の植付けが均一になるように、整地、代かきはていねいに行い、ワラくずなどの浮遊物はできるだけ取り除くこと。また、未熟有機物を施用した場合は特にていねいに行うこと。
- (3)散布に当っては、水の出入りを止めて湛水のまま田面に均一に散布し、少なくとも4日間は通常の湛水状態(3～5cm)を保ち、田面を露出させたり、水を切らしたりしないようにし、また、散布後7日間は落水、かけ流しはしないこと。
- (4)田植え同時期に散布する場合は、通常の移植作業と同様の落水下で田植えと薬剤の散布を行い、散布後入水して通常の湛水状態を保つこと。
- (5)本剤を無人航空機による散布に使用する場合は次の注意事項を守ること。
 - ① 散布は散布機種種の散布基準に従って実施すること。
 - ② 散布に当っては散布機種種に適合した散布装置を使用すること。
 - ③ 事前に薬剤の物理性に合わせて散布装置のメタリング開度を調整すること。
 - ④ 散布薬剤の飛散によって他の作物に影響を与えないよう散布区域の選定に注意し、散布装置のインペラの回転数を調整し、ほ場の端から5m以上離れた位置からほ場内に散布すること。
- (6)梅雨期等、散布後に多量の降雨が予想される場合には、除草効果が低下することがあるので使用をさけること。
- (7)下記のような条件下では被害が発生するおそれがあるので使用をさけること。特に下記①～③の条件と散布時または散布数日以内の梅雨明けなどによる異常高温が重なると初期生育の抑制が顕著になるので注意すること。
 - ① 極端な砂質土壌の水田及び漏水の大きな水田(減水深2cm/日以上)。
 - ② 軟弱な苗を移植した水田。
 - ③ 極端な浅植えの水田及び浮き苗の多い水田。
- (8)活着遅延を生じるような異常低温が予測されるときは、初期生育の抑制などが生じるおそれがあるので、このような条件下での使用に際しては、県の防除指針に基づき関係機関の指導を受けることが望ましい。
- (9)水稲が水没するような極端な深水で使用すると被害を生じることがあるのでさけること。
- (10)本剤散布後の田面水を他の作物へ灌水しないこと。
- (11)本剤使用後の空袋は環境に影響を与えないように適切に処理すること。
- (12)本剤の使用に当っては、使用量、使用時期、使用方法などを誤らないように注意し、特に初めて使用する場合や異常気象時は、病害虫防除所等関係機関の指導を受けることが望ましい。

10. 水産動植物に有毒な農薬については、その旨

- (1)水産動植物(魚類)に影響を及ぼすので、養魚田では使用しないこと。
- (2)水産動植物(藻類)に影響を及ぼすので、河川、養殖池等に飛散、流入しないよう注意して使用すること。
- (3)無人航空機による散布で使用する場合は、飛散しないよう特に注意すること。
- (4)散布後は河川、養殖池等に流入しないよう水管理に注意すること。
- (5)散布器具及び容器の洗浄水は、河川等に流さないこと。また、空容器、空袋等は水産動植物に影響を与えないよう適切に処理すること。